

大都市圏における県産農林水産物販路拡大推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名 大都市圏における県産農林水産物販路拡大推進事業業務委託

2 事業主体 三重県

3 委託業務の目的

人口減少や高齢化に伴う国内市場の縮小や、資材価格の高騰、労働力不足など、農林漁業を取り巻く環境が厳しさを増している中、農林漁業の収益力向上に向け、インバウンドなど食の需要の高まりを好機として捉え、首都圏への更なる販路拡大に取り組む必要がある。

そこで、国内外の富裕層が集まる首都圏の飲食店や料理人、食品バイヤー等に対するB to Bプロモーションや、複数店舗の連携による三重の食の魅力発信を実施することにより、首都圏で急成長するインバウンドに対する食の需要を捉え、県産農林水産物の恒常的な販路拡大につなげる。

4 契約期間

契約日から令和9年3月19日(金)まで

5 委託業務の内容

(1) マッチング商談会の企画・運営

飲食店や料理人、食品バイヤー等（以下、飲食店等）を対象に、県内生産者及び県内食関係事業者（以下、生産者等）とのマッチング商談会（以下、商談会）を開催すること。

また、実施にあたっては以下の条件を満たすこと。

①開催時期及び開催場所

- ・開催時期は令和8年11月から令和9年1月までの間に実施すること。
- ・開催場所は東京都特別区内にて会場を手配すること。

②参加する飲食店等及び生産者等の募集

- ・商談会に参加する飲食店等及び生産者等への募集案内、参加申込書の様式を作成し、事前に県に提出すること。同申込書について県で確認後、募集案内を実施し、参加者を集めること。
- ・参加する飲食店等は10店舗以上とし、うち半数以上が東京都特別区内の飲食店とすること。また、(2)において三重県フェアを開催する飲食店を1店舗以上含めること。
- ・出展する生産者等は20者以上とし、飲食店等に対して幅広い県産食材の提案が可

能となるよう工夫すること。

- ・参加申込に係る問合せの対応は受託者にて行うこと。

③商談会の企画・運営

- ・出展する生産者等が自社商品を展示できるよう、各出展者のブースを個別に設けること。
- ・商談会当日の運営総括を行うこと。また、スタッフの手配も委託業務に含む。
- ・当日の会場設営及び撤去を行うこと。
- ・参加飲食店等に配布するためのパンフレットを作成すること。なお、パンフレットには、出展者名、取扱商品名、商品説明、小間位置等を記載すること。

④参加者へのアンケート調査

- ・商談会に出展した生産者等及び参加飲食店等に対して、商談会に対する評価アンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めること。

⑤出展者へのアフターフォローの実施

- ・商談会終了後、出展した生産者等に対して、商談の進捗状況や必要に応じて成約につなげるための指導を行うこと。

(2) 大都市圏の飲食店におけるネットワークの整備及び三重県フェアの開催

大都市圏において、県産食材の取扱い実績のある飲食店や料理人等のネットワークを整備するとともに、複数店舗の連携による「三重県フェア」を開催すること。

なお、実施にあたっては以下の条件を満たすこと。

①三重県フェア開催時期及び開催場所

- ・開催時期は令和8年12月から令和9年2月までの間の1か月程度とする。
- ・開催店舗は東京都特別区内の飲食店2店舗以上とする。

②開催方法

- ・過去に「三重県フェア」を実施するなど、県産食材の取扱い実績のある飲食店や料理人等によるネットワークを整備すること。
- ・整備したネットワークにおいて新しい県産食材の提案を行うなどし、同ネットワークを活用した、複数店舗の連携による三重県フェアを開催すること。
- ・期間中は県産食材を使用したメニューを5品以上提供すること。また、使用する県産食材は伊勢茶を含む5品目以上とすること。
- ・使用する県産食材の仕入は受託者にて対応すること。
- ・食材の仕入れにあたっては、生産者からの出荷を低コストかつ省力的に行えるシステムを活用した取引を取り入れること。

③情報発信及びPR等

- ・フェアへの誘客促進のため、SNS等で発信を行うこと。
- ・フェアの周知及び誘客促進のためポスター及びチラシを作成し、店内外で掲示す

ること。なお、ポスター及びチラシは、複数店舗での連携によるフェアの開催であることが分かるように作成すること。

- ・ポスター及びチラシは日本語版及び英語版、繁体字版を含む 3 か国語以上作成すること。
- ・店内で、(3) で作成するガイドブックや三重県の観光関連パンフレット等を配架し、PR を行うこと。

④その他

- ・フェアへの来店者数及びメニュー提供数、実施風景等のデータを県へ提供し、業務実績報告書へも記載をすること。
- ・フェア開催及び準備にあたっては、業務の進捗状況の報告を行うなど、適宜県との連絡調整を行うこと。

(3) 外国人向けの三重の食魅力発信ツールの作成と活用

外国人に対して、三重の食の魅力伝えるため、三重県産食材の情報等を掲載したガイドブックを作成し、配架すること。

なお、実施にあたっては以下の条件を満たすこと。

①掲載内容

- ・ガイドブックに掲載する三重県産食材は、インバウンドに対して効果的に魅力を発信できる食材とし、少なくとも 1 品目は現地訪問による取材を実施のうえ記事を掲載すること。また、その他にも 2 品目以上の食材について掲載すること。
- ・三重県産食材の魅力に直接触れることのできる体験メニューなどの情報を掲載すること。
- ・県 HP 等の WEB サイトにアクセス可能な二次元コードを掲載するなど、インバウンドに対して、多様な情報を発信できるよう工夫すること。
- ・言語は英語版及び繁体字版を含む、2 か国語以上を作成すること。なお、一つの言語につき、同様の内容でそれぞれ作成すること。

②ガイドブックの仕様

- ・仕上がりサイズは A4 判縦型、展開サイズは A3 判横型とし、2 つ折り加工とする。
- ・用紙はマットコート A3 判、連量四六判 90kg とする。
- ・全ページフルカラーとし、色数は指定しない。
- ・文字校正は 3 回、色校正は 2 回までとする。

③納品方法

- ・完成したガイドブックは、令和 9 年 3 月 19 日（金）までに、各言語版において紙媒体で 250 部ずつフードイノベーション課に納品すること。また、併せて当ガイドブックの PDF ファイルを作成し保存した CD 等の記録媒体 1 部を納品すること。
- ・また、上記各 250 部以外に、ガイドブックを印刷して、(2) で三重県フェアを開

催する店舗を含めた飲食店等 10 店舗以上で 100 部程度配架すること。

(4) その他

上記に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施すること。

6 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なもの（人件費、旅費、通信運搬費、報償費、事務所及び会場使用料、資材費等）に限る。

7 著作物の利用および著作権

(1) 本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）および成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。

(2) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで発注者に譲渡すること。

(3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

(4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。

(5) 発注者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(6) 受託者は、(1) の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

(7) 受託者は、(2) の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。

(8) (6) 及び (7) に規定する著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

8 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

9 納品する成果品

以下の資料を令和9年3月19日（金）までに、フードイノベーション課に紙媒体2部及び電子媒体（USBメモリ等）1式で提出して下さい。

- (1) 事業実績報告書（A4判・カラー）
- (2) 本業務において制作された資料等
- (3) その他、県が成果品として提出を求めるもの

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 委託料の支払い方法及び支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排

除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

13 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

14 その他、受託上の留意点

(1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県との協議で決定するものとする。その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。

(2) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。

(3) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。

(4) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

(5) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

(6) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

(7) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。

(8) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。

(9) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関

する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報保護に関する法律第七十六条、第八十条及び第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。

(10) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

(11) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。

(12) 事業の実施に必要な機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。

(13) 事業実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。

15 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 イノベーション促進班

担当 瀬古

TEL 059-224-2391 FAX 059-224-2521

E-mail f-innov@pref.mie.lg.jp